目指せ！まちのセーフティステーション

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
セーフティステーション活動推進委員会

ＳＳ活動通信　４月号

年間計画												
	4月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	SS活動の再確認	1月	20歳未満者飲酒・喫煙防止
	5月	防犯対策・特殊詐欺防止	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

確認しましょう！「写真付き証明書」
お酒・たばこは二十歳（はたち）から

行動のポイント

◆年齢確認できる証明書の一部変更（taspoカードの廃止）

2026年4月1日からtaspoカードが廃止となり、年齢確認できる証明書から除外されます。年齢確認の際、提示される証明書にご注意ください。

＜年齢確認証明書＞　ＪＦＡ統一ガイドライン **※いずれも原本のみ（コピー・写真無しは不可）**

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー　※マイナンバー通知カードは不可）、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）、学生証（顔写真付き）

※学生証は貼付されている写真で本人確認ができるため、年齢確認証明書として定められています。
※上記証明書のデジタル版においても、デジタル版証明書に貼付の写真で本人確認ができれば販売できます。
※2006年（平成18年）生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

◆新学期・新年度は注意　「年齢確認」教育の徹底

３０歳位と思われるお客さままで、証明書による「年齢確認」を徹底しましょう。
２０歳以上の年齢と確認が出来ない場合は、販売をお断りしましょう。
確認時に身の危険を感じた時は、抵抗せず、速やかに１１０番通報しましょう。

【SS Topics】国税庁 年齢確認ポスターの掲示等について

◆ 毎年４月は２０歳未満飲酒防止強調月間です。
（強調月間終了後も引き続き掲示するようにしましょう）

◆ビール酒造組合「2026年春STOP!20歳未満飲酒キャンペーン」
(告知ツールは原則4月1日～30日<1ヶ月間>掲示しましょう)

◆「酒類の販売数量等報告」等は e-Tax でも受け付けています。
(加盟店・店舗責任者向けのご案内です。詳しくは国税庁ＨＰをご確認ください)
https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/sake/e-tax/index.htm

←確認したらサインしましょう

発行：2026年3月

ＳＳ広場